

令和7年度 橋梁長寿命化事業 新館橋 補修調査設計業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

1. 本特記仕様書（以下「特仕」という。）は、伊那市発注の令和7年度 橋梁長寿命化事業 新館橋補修調査設計業務委託（伊那市 高遠町 長藤）（以下「本業務」という）に適用する。なお、特仕とは長野県建設部設計業務共通仕様書（以下、共通仕様書と言う。）の規定を補足し、特に定めのない事項について特仕を遵守するものとする。

第2条 業務管理

1. 受託者は委託契約書、設計図書、特仕、業務打合せ書及び関係法規を遵守し、発注者の指示を受け正確に施行しなければならない。

第3条 履行期間

1. 本業務の履行期間は、契約書に定めた期日とする。

第4条 秘密の保持

1. 受託者は、業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。

第5条 資料の貸与

1. 受託者は契約遂行に必要な関係書類の貸与を発注者に申し出ることができる。

第6条 作業の確認

1. 受託者は、作業の進捗状況を随時発注者に報告しなければならない。

第7条 中間成果の提出

1. 受託者は、業務の途中において発注者より中間成果を求められた時はその指示により提出するものとする。

第2章 業務内容

第8条 業務目的

1. 現況調査及び補修設計は、現況の状態を把握し、最適な補修又は補強工法を決定したうえで、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

第9条 業務概要

- | | |
|---------|----|
| 1. 事前調査 | 1式 |
| 2. 補修設計 | 1式 |
| 3. 打合せ | 1式 |

第10条 業務内容

1. 事前調査

現地踏査及び基本計画の作成を行うものである。

1) 現地踏査

業務の基本計画を作成するために現地を踏査するもので、業務を実施するために必要な現場の概況を調査記録（写真撮影を含む）する作業。

2) 基本計画

既存の橋梁データの収集及び現地踏査に基づき現況の設計諸元を整理のうえ、作業方法・作業手続等を検討し、業務の計画書を作成する作業。業務計画作成にあつては新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や業務の効率化の検討を実施すること。なお、橋梁データは発注者から貸与を受け、その際に借用書（任意様式による）を提出するものとする。

2. 補修設計（構造計算を伴わない）

調査結果に基づき補修設計を行うもので、構造計算を伴わない補修設計に適用する。補修工法の選定（仮設計画含）、図化、数量計算、照査、報告書作成までを含む。（また、特殊な工事についての工事特記仕様書の作成を含む。）

なお、現地調査により、下記項目以外に修繕が必要となる項目がある場合は、発注者に協議するものとする。

- ① 補修工法の選定（工法比較）
- ② 桁補修
- ③ 伸縮装置（部分補修）
- ④ 支承補修

3. 打合せ協議

打合せ協議を業務着手時、中間、成果品納入時の計3回を計上しているが、新たな業務の追加がないかぎり、回数は設計変更の対象としない。

第11条 工法の検討

1. 経済性・安全性を含めたあらゆる視点から工法の検討をすること。また、従来工法のみでなく新工法や新材料などの新技術等を加えた比較検討を実施すること。

第12条 成果品

1. 設計業務の成果として、設計業務等共通仕様書（共通編）〔令和3年10月1日版〕（以下、「共仕」という）3-2-11に準じて作成するものとする。なお、下記の項目について解説しとりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

工法の比較検討にあたっては、新技術等の比較検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むとともに、新技術の活用検討の結果により、新技術等を活用する場合には、従来技術からの縮減額や縮減日数を算出する。

・調査項目

- ① 橋梁一般図（現橋の設計諸元・補強部位を含む）
- ② 変状図（ひび割れ、腐食状況、その他外観変状全般）
- ③ 調査方法書（現橋調査の概要について記述したもの）
- ④ 調査結果報告書（現橋調査の結果、外観変状調査、補修設計の提案について記述したもの）

・設計項目

- ① 現橋の設計諸元
- ② 外観変状調査
- ③ 工法選定の経緯及び選定理由（工法比較表）
- ④ 構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮する事項
- ⑤ 主要材料、工事数量・工事費の総括
- ⑥ 施工段階での仮設方法・注意事項・検討事項
- ⑦ 工事特記仕様書
- ⑧ その他、協議により必要になったもの

2. 照査は、共仕3-1-8照査技術者及び照査の実施に示すもののほか、照査実施状況を確認できる計算書及び図面等を成果として提出するものとする。（赤黄チェックが一般的である。）

3. 電子納品の対象とする。（内容については協議対象）

第13条 貸与資料

1. 橋梁台帳
2. 点検表

第14条 業務委託をするにあたっての条件

1. この特仕・共仕並びに入札公告・設計図書等について疑義があるときは、発注者に説明を求めることができるが、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

以上